

# 北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)  
9月30日(金曜日)

第6285号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1  
告示
- 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について…… 4
- 道指定天然記念物の指定について…………… 7
- 北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定に関する告示の廃止について…………… 8
- 令和5年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員等について…………… 8  
通達・通知
- 令和5年度(2023年度)道立高等学校入学者選抜の実施について…………… 9
- 令和5年度(2023年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 9
- 令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につい  
て…………… 9
- 令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につい  
て…………… 9
- 令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施につい  
て…………… 10

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第16号)

- 趣旨  
高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)の一部改正に伴い、同規程第3条に定める通信教育連携協力施設の設置等に関する規定を整備するとともに、教育課程に係る規定の改正その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
(1) 定時制課程及び通信制課程における総合的な探究の時間の履修に関する取扱いを見直すこととした(第5条、第15条、第24条、第26条、第27条及び別記様式関係)。  
(2) 高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設である協力校の設置に関する規定を整備するとともに、協力校の名称、定員及び通信教育を行う区域を定めることとした(第21条、別表及び別記様式関係)。  
(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした。  
ただし、別記第1号様式の3の改正規定は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年9月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第16号

北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第15条中「科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第21条の見出し中「協力校」を「通信教育連携協力施設」に改め、同条第1項中「協力校」を「通信教育連携協力施設(以下「協力校」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 協力校の名称、定員及び通信教育を行う区域(以下「受持区域」という。)は別表のと

おりとする。

第24条第1項第1号中「科目」の次に「及び総合的な探究の時間」を加え、同項第2号中「教科・科目」の次に「、総合的な探究の時間」を加え、同条第2項中「前項各号」を「通信教育においては、前項各号」に、「放送による」を「放送その他の多様なメディアを利用した」に改める。

第26条第1項から第3項までの規定中「科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加え、同条第4項中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加え、「一部科目履修願」を「一部科目等履修願」に改める。

第27条の見出し中「一部科目」を「一部科目等」に改め、同条中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加え、「当該科目」を「当該科目等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表(第21条関係)

協力校の名称	定員	受持区域
北海道岩見沢東高等学校	160	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、当別町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町及び浦臼町
北海道滝川高等学校	120	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町
北海道小樽潮陵高等学校	120	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
北海道倶知安高等学校	40	黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町
北海道岩内高等学校	40	島牧村、寿都町、共和町、岩内町、泊村及び神恵内村
北海道室蘭栄高等学校	120	室蘭市及び登別市
北海道苫小牧東高等学校	240	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町及びむかわ町
北海道伊達開来高等学校	80	伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町
北海道静内高等学校	80	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館中部高等学校	240	函館市、北斗市、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町及び長万部町
北海道松前高等学校	40	松前町、福島町及び知内町
北海道江差高等学校	40	江差町、上ノ国町、厚沢部町及び乙部町
北海道奥尻高等学校	40	奥尻町
北海道檜山北高等学校	40	今金町及びせたな町
北海道旭川東高等学校	240	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町及び幌加内町
北海道名寄高等学校	80	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村及び中川町
北海道富良野高等学校	40	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村
北海道留萌高等学校	40	留萌市、増毛町及び小平町
北海道羽幌高等学校	40	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町
北海道稚内高等学校	40	稚内市、豊富町及び幌延町
北海道浜頓別高等学校	40	猿払村、浜頓別町、中頓別町及び枝幸町
北海道利尻高等学校	40	礼文町、利尻町及び利尻富士町
北海道北見北斗高等学校	120	北見市、美幌町、津別町、訓子府町及び置戸町
北海道網走桂陽高等学校	80	網走市、斜里町、清里町、小清水町及び大空町
北海道紋別高等学校	40	紋別市、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道遠軽高等学校	40	佐呂間町、遠軽町及び湧別町
北海道帯広柏葉高等学校	240	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町
北海道大樹高等学校	40	更別村、大樹町及び広尾町
北海道本別高等学校	40	本別町、足寄町及び陸別町
北海道釧路湖陵高等学校	240	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町
北海道根室高等学校	40	根室市
北海道中標津高等学校	80	別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別記第1号様式の3中

希望協力校	北海道	高等学校	を
-------	-----	------	---

希望する面接指導等実施施設等	第1希望	有朋高校	・	協力校(北海道	高等学校)	に改め、
	第2希望	有朋高校	・	協力校(北海道	高等学校)	

同様式記入上の注意に次の1号を加える。

5 「希望する面接指導等実施施設等」の欄は、「有朋高校」又は「協力校」を○で囲んだ上で、協力校を希望する場合は、協力校の高等学校名を記入すること。

なお、第2希望がない場合は、第2希望を記載する欄に斜線を引くこと。空欄の場合は、第2希望がないものとする。

別記第7号様式中「次の科目」を「次の科目等」に改め、

科	目	単	位	科	目	単	位	を
---	---	---	---	---	---	---	---	---

科	目	等	単	位	科	目	等	単	位	に改める。
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

別記第8号様式中

教科・科目名	を
--------	---

教科・科目等名	に改める。
---------	-------

別記第8号様式の2中「教科・科目名」を「教科・科目等名」に改める。

別記第9号様式中「一部科目履修願」を「一部科目等履修願」に、「教科に属する科目」を「教科・科目等」に、「教科・科目名」を「教科・科目等名」に、

教	科	科	目	を
---	---	---	---	---

教	科	等	科	目	等	に改める。
---	---	---	---	---	---	-------

**附 則**

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の3の改正規定は、公布の日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第46号**

令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考を次の要項により行う。

令和4年9月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考実施要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員(甲板員)	1名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船
船員(機関員)	3名	実習船の機関における業務	

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認めません。

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 採用予定日

令和5年(2023年)4月1日(既に学校等を卒業している方は、令和4年度(2022年度)中に採用する場合があります。)

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で、令和5年(2023年)4月1日から勤務が可能なる者

イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員(甲板員)	①五級以上の海技士(航海)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し、五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員(機関員)	①五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し、五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能なる心身ともに強健なる者

(2) 地方公務員法第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

(1) 筆記試験(作文)

(2) 口述試験(個別面接)

6 試験の日程及び会場

(1) 期日 令和4年(2022年)12月9日(金)

13:00	集合
13:15~14:45	筆記試験(作文)
14:45~15:00	休憩
15:00~	口述試験(個別面接)

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局実習船管理室あて提出してください。

(1) 申込書類

- ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)
- イ 高等学校の卒業証明書若しくは卒業(見込)証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類
- ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))
船員(機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関))

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>・船舶職員養成施設の課程修了者…課程修了証明書</li> <li>・高等学校設置基準第6条に規定する水産に関する学科を卒業し、1か月以上の乗船履歴がある者…卒業証明書、単位修得証明書及び乗船証明書(乗船証明書証明印は、代表者(所属長)の職印)</li> </ul>
船員(機関員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>・船舶職員養成施設の課程修了者…課程修了証明書</li> </ul>

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、10の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	令和4年(2022年)9月30日(金)から 令和4年(2022年)11月21日(月)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	令和4年(2022年)11月21日(月)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

次の金額は、令和4年(2022年)4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学歴	初任給	諸手当
大学卒	228,500円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	199,100円	
高校卒	175,200円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

9 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。
- (3) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨10の問合せ先に連絡してください。
- (4) 採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職

務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

## 10 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

電話 0138-47-9579(直通)

**北海道教育委員会告示第47号**

北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第31条第1項の規定により、別記の記念物を北海道の天然記念物に指定した。

令和4年9月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

**別記**

- 1 種別 天然記念物
- 2 名称 足寄動物群束柱類化石
- 3 員数 2標本(化石点数200点)
  - (1) アショロア ラティコスタ *Ashoroa laticosta* Inuzuka 2000  
(哺乳綱 束柱目 デスモスチルス科)  
足寄動物化石博物館登録番号 AMP21  
頭蓋(分離2点)、下顎骨(左右分離2点)、前臼歯(頭蓋から分離5点)、臼歯(頭蓋から分離3点)、頸椎(6点)、胸椎(13点)、腰椎(6点)、仙骨(分離2点)、肋骨(左19点(一部分離)、右13点、薄片用切片・プレパラート9点)、胸骨(2点)、肩甲骨(左1点、右1点)、上腕骨(左1点、右1点)、橈・尺骨(右1点)、尺骨(右1点)、寛骨(左分離2点、右分離2点)、大腿骨(左1点、右1点)、脛骨(左1点)合計95点
  - (2) ベヘモトプス カツイエイ *Behemotops katsuiei* Inuzuka 2000  
(哺乳綱 束柱目 パレオパラドキシア科)  
足寄動物化石博物館登録番号 AMP22  
頭蓋(左1点)、下顎骨(左1点)、前臼歯(頭蓋から分離1点)、臼歯(上顎・下顎骨から分離6点)、頸椎(2点)、胸椎(7点)、腰椎(6点)、仙骨(1点)、尾椎(2点)、肋骨(左11点(一部分離)、右11点、薄片用切片・プレパラート6点)、胸骨(2点、破片6点)、上腕骨(左1点)、橈・尺骨(左1点)、橈骨(右1点)、尺骨(右1点)、手根骨(左2点、右1点)、中手骨(左4点)、指骨(2点)、寛骨(左1点、右1点)、大腿骨(左1点、右分離2点)、膝蓋骨(左1点、右1点)、脛骨(左1点、右1点)、腓骨(右2点)、足根骨(左4点、右4点)、中足骨(左4点、右3点)、指骨(3点)合計105点
- 4 所在地 足寄郡足寄町郊南1丁目29番地25(足寄動物化石博物館)
- 5 所有者 足寄町
- 6 指定基準  
北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第57条及び別表第8道指定史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物の部  
次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの  
3 地質鉱物  
(12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 7 指定理由  
束柱類化石アショロア骨格は、世界最古の束柱類化石の一つ(約2,800万年前)で、足寄町から新属新種として記載されたアショロア ラティコスタ(*Ashoroa laticosta*)のみが知られる。95点に及ぶ保存良好の骨化石から構成され、骨格の全身復元がなされている。  
束柱類化石ベヘモトプス骨格は、原始的な束柱類化石(約2,500万年前)で、日本では足寄町から新種として記載されたベヘモトプス カツイエイ(*Behemotops katsuiei*)のみが知られる。105点に及ぶ保存良好の骨化石から構成され、骨格の全身復元がなされている。  
これらはいずれも世界で唯一の束柱類化石の骨格標本であり、束柱類化石の起源と進化を考察する上で、学術的な価値が極めて高い。

**北海道教育委員会告示第48号**

北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定に関する告示(昭和55年北海道教育委員会告示第31号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和4年9月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

**北海道教育委員会告示第49号**

令和5年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、次のとおりとする。

令和4年9月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

**第1 北海道立高等学校(専攻科及び北海道有朋高等学校を除く。)****1 募集人員**

別に告示する。

**2 入学願書の提出期日**

令和5年1月18日(水)午前9時から令和5年1月23日(月)正午まで

**3 入学願書の提出先**

出願先の高等学校長

**第2 北海道立高等学校の専攻科****1 募集人員**

別に告示する。

**2 入学願書の提出期日****(1) 北海道美唄聖華高等学校及び北海道稚内高等学校**

令和5年1月18日(水)午前9時から令和5年1月23日(月)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)

**(2) 北海道小樽水産高等学校及び北海道函館水産高等学校**

令和5年1月6日(金)午前9時から令和5年1月19日(木)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

**(3) 北海道富良野緑峰高等学校及び北海道別海高等学校**

令和5年1月10日(火)午前9時から令和5年1月20日(金)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)

**3 入学願書の提出先**

出願先の高等学校長

**第3 北海道有朋高等学校****1 募集人員**

別に告示する。

**2 入学願書の提出期日****(1) 定時制の課程**

ア 単位制による定時制の課程

**(ア) 一般入学者選抜****a 前期**

令和5年3月10日(金)午前9時から令和5年3月20日(月)午後4時まで(日曜日及び土曜日を除く。)

**b 後期**

令和5年8月25日(金)午前9時から令和5年9月1日(金)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)

**(イ) 自己推薦による入学者選抜**

令和5年1月18日(水)午前9時から令和5年1月23日(月)正午まで

イ 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

北海道有朋高等学校長が別に定める。

**(2) 通信制の課程**

令和5年2月17日(金)午前9時から令和5年3月22日(水)午後4時30分まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

**3 入学願書の提出先**

北海道有朋高等学校長



---

通 達 ・ 通 知

---

教 学 向 第 5 7 7 号  
令和4年(2022年)9月30日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

**令和5年度(2023年度)道立高等学校入学者選抜の実施について(通達)**

このことについて、令和5年度(2023年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

---

教 学 向 第 5 7 7 号  
令和4年(2022年)9月30日

札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様  
(札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、  
羽幌町立及び大空町立を除く各市町村立中学校長、義務教育学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和5年度(2023年度)市町村立高等学校入学者選抜の実施について(通知)**

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校及び義務教育学校に周知するとともに、市町村立高等学校の入学者選抜に当たっては、これに準じて実施するよう御配意願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

---

教 学 向 第 5 7 7 号  
令和4年(2022年)9月30日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

**令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施  
について(通達)**

このことについて、令和5年度(2023年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、羽幌町立及び大空町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、指導等についてもよろしく願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

---

教 学 向 第 5 7 7 号  
令和4年(2022年)9月30日

---

札幌市教育委員会教育長  
(札幌市立中学校長及び高等学校長)  
岩見沢市教育委員会教育長  
(岩見沢市立中学校長及び高等学校長)  
三笠市教育委員会教育長  
(三笠市立中学校長及び高等学校長)  
ニセコ町教育委員会教育長  
(ニセコ町立中学校長及び高等学校長)  
知内町教育委員会教育長 様  
(知内町立中学校長及び高等学校長)  
奥尻町教育委員会教育長  
(奥尻町立中学校長及び高等学校長)  
音威子府村教育委員会教育長  
(音威子府村立中学校長及び高等学校長)  
羽幌町教育委員会教育長  
(羽幌町立中学校長及び高等学校長)  
大空町教育委員会教育長  
(大空町立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施  
について(通知)**

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記1から別記6までのとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するよう願います。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、羽幌町立及び大空町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

教 学 向 第 5 7 7 号  
令和4年(2022年)9月30日

各北海道教育大学附属中学校長  
北海道教育大学附属釧路義務教育学校長  
北海道教育大学附属特別支援学校長 様  
北海道総務部長  
(各私立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**令和5年度(2023年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施  
について(通知)**

このことについて、令和5年度(2023年度)入学者選抜実施要項を別記1から別記6までのとおり定めたので、お知らせします。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう各道立高等学校長あて通達し、札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、羽幌町立及び大空町立を除く市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

## 別記1

## 令和5年度(2023年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立高等学校の入学者の選抜(推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者、専攻科の入学者及び道外からの推薦による出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜を除く。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集人員

別に告示するところによる。

## 2 出願資格

道立の高等学校(以下「高等学校」という。)に出願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者(令和5年(2023年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和5年(2023年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準じる者と高等学校長が認める者をいう。

## 4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

## (1) 第2志望

2以上の学科を設置している高等学校への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第2志望とする場合

## (2) 第3志望

3以上の学科を設置している高等学校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

## 【留意事項】

出願者が普通科を第2志望又は第3志望とした場合において、出願者の保護者(出願者に対して親権を行う者(親権を行う者がいない場合は未成年後見人)。以下同じ。)の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用されること。

## 5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年1月18日(水)～令和5年1月23日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (23日は12:00までとする。)

ただし、定時制の課程への出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和5年(2023年)2月27日(月)までとする。

**【留意事項】**

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、令和4年(2022年)12月9日(金)から行うこと。

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和5年(2023年)3月31日に満18歳以上の者(平成17年(2005年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、次のア～キの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

**【留意事項】**

- 1 入学願書の作成
 

入学願書用紙及び写真台紙・受検票用紙は、学校教育局学力向上推進課において作成する。

個人調査書用紙は、中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。
- 2 入学願書の記入等
  - (1) 出願者が未成年の場合、「保護者等」の欄は、出願者に対して親権を行う者(親権を行う者がいない場合は未成年後見人)が署名すること。
  - (2) 入学願書の出願学科の欄の記入に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望又は第3志望を希望しない場合は、「第2志望」又は「第3志望」の欄に斜線を引くこと。
  - (3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に記入すること。
  - (4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。
  - (5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を○で囲むこと。

イ 入学検定料

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

ウ 写真

令和4年(2022年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙(別記様式1)に貼り付けること。

エ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和5年(2023年)1月以降に交付を受けた住民票の写し(個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。)を提出すること。

オ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

**【留意事項】**

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和4年(2022年)12月9日(金)正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和4年(2022年)12月16日(金)までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあつては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

**カ 健康診断書**

体育に関する学科の出願者(第2志望の者を含む。)に限り、令和4年(2022年)12月以降に受けた尿検査及び心電図検査に関する医師の所見の記載された健康診断書(心電図記録を添付)を提出すること。

**キ 個人調査書**

成人の出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)のうち、中学校卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

**(2) 中学校長の手続****ア 入学願書及び出願者一覧表**

高等学校長に出願者の入学願書を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表(別記様式2)を添付すること。

**【留意事項】**

1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができること。

2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。

3 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

**イ 個人調査書**

中学校長は、令和5年(2023年)2月13日(月)から2月17日(金)正午までに、高等学校長に個人調査書(別記様式3)を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)については、個人調査書の作成を要しない。

**【留意事項】**

1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。

2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。

3 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和5年(2023年)2月17日(金)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。

4 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」によること。

**(3) 高等学校長の手続**

**ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(別記様式4)を当該中学校長に交付すること。**

**イ 受検票**

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和5年(2023年)2月6日(月)から2月13日(月)までとする。

**【留意事項】**

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

**ウ 入学願書受付簿**

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(別記様式5)に記入すること。

7 出願状況の発表

令和5年(2023年)1月23日(月)正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	1月25日(水)	10:00	学力向上推進課

8 出願変更

(1) 一般の場合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

【留意事項】

出願者が普通科に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年1月27日(金)～令和5年2月2日(木) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願(別記様式6)を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ 高等学校長の手続

(ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書(別記様式7)を交付すること。

(イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和5年(2023年)2月9日(木)までに「出願変更通知書(別記様式8)、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

(ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和5年(2023年)2月13日(月)までに受検票を交付すること。

オ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア) 中間発表

区分	期日	時間	場所
高等学校(揭示)	1月31日(火)	16:30	各高等学校
全道(発表)		当日中	学力向上推進課

(イ) 最終発表

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	2月13日(月)	10:00	学力向上推進課

【留意事項】

1 中間発表は、別記様式21の2の「倍率  $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。

2 中間発表については、令和5年(2023年)1月31日(火)正午現在の数とする。

(2) 特別の場合

ア 全日制の課程の場合

(ア) 出願後において、普通科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科以外の学科に出願の変更をすることができる。

【留意事項】

1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤(内定)等に伴い令和5年

(2023年)4月7日(金)までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願変更をすることができる。この場合、転勤(内定)証明書等その事情を証明する書類を添付すること。

2 出願の変更をしない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。

- (イ) 出願後において、普通科以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願の変更をすることができる。ただし、全日制の課程の普通科に出願の変更をしようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

**【留意事項】**

普通科に出願を変更する場合に出願者の保護者の新住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

- (ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程へ出願の変更をすることができる。

イ 定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定(内定を含む。)又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願の変更をしようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

- ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

- エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

**【留意事項】**

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

**【留意事項】**

- 1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。  
 イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。  
 ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。  
 エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合

ア 出願者は、当該市町村所定の入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

- (ア) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。  
 (イ) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

(ウ) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合

ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出す

る入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。

イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。

(4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。

ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。

イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の( )内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。

2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)を参照すること。

9 学力検査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

**【留意事項】**

問題用紙等の送付及び保管

1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。

2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムによる簡易申請システム等により報告するとともに、厳重に保管すること。

3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和5年(2023年)3月2日(木)とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ) 10:15	10:35 ) 11:30	11:50 ) 12:45	13:35 ) 14:30	14:50 ) 15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

**【留意事項】**

1 問題用紙及び解答用紙

(1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和5年度  
第○部  
(教科)

問題用紙

各○○部入り

解答用紙

注意事項 開封は、検査室において行うこと。

(2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。

(3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れてある。

(4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。

(5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。



## 2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和5年度	
第○部	
(教科)	
正答表	○部入り
注意事項	当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。

## (3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

## (4) 出題の方針

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに、思考力・判断力・表現力等についてもバランスよく出題する。なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

## (5) 受検者の持参すべきもの

## ア 受検票

イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

## ウ 上履き及び昼食

## 【留意事項】

## 1 受検場の設営

(1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。

(2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

## 2 学力検査の実施

(1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。

(2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。

(3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。

(4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。

(5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。

(6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。

(7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

## 3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

## 4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること、又は校内等に掲示することは差し支えない。

## 10 面接等

## (1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

## 【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。なお、大学科とは、普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理

数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科を指す。

- イ 令和5年(2023年)3月3日(金)に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。
- (2) 全日制の課程に係る実技
- ア 高等学校長は、学科ごとに出願者の全員(第2志望の者を含む。)について、実技を行うことができる。
- イ 令和5年(2023年)3月3日(金)に行うこと。
- (3) 定時制の課程に係る面接
- ア 出願者の全員について行うものとする。
- イ 令和5年(2023年)3月2日(木)に行うこと。

**【留意事項】**

面接等を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。(成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に申し出ること。)

11 学力検査及び面接等の会場

- (1) 学力検査の受検場及び面接等の会場  
学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。
- (2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合  
保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、次の手続により羽幌町焼尻総合研修センター(以下「特設受検場」という。)で受検することができる。

**【留意事項】**

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、令和5年(2023年)1月18日(水)までに留萌教育局長に連絡すること。

- ア 特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願(別記様式9)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。
- イ 特設受検場受検願の受付日は、令和5年(2023年)1月23日(月)及び1月24日(火)とする。
- ウ 出願先の高等学校長は、令和5年(2023年)1月30日(月)までに特設受検場受検承認書(別記様式10)を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

**【留意事項】**

推薦入学において合格内定者とならなかった者が、再出願をする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 特設受検場受検願の受付日は、令和5年(2023年)2月20日(月)とする。
- 2 出願先の高等学校長は、令和5年(2023年)2月24日(金)までに特設受検場受検承認書を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

- エ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに留萌教育局長に送付すること。
- オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- カ 特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

12 委託受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願変更をした出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること(以下「委託受検」という。)ができる。

- (1) 委託受検を希望する者は、委託受検願(別記様式11)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、

直接当該高等学校長に提出すること。

- (2) 委託受検願の受付日は、令和5年(2023年)1月23日(月)及び1月24日(火)とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。
- (3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和5年(2023年)1月30日(月)までに委託受検承認書(別記様式12)を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。
- (4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに委託先の高等学校長に送付すること。
- (5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- (6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

**【留意事項】**

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

13 追検査

(1) 対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査(定時制の課程における面接を含む。)以下「本検査」という。)を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 新型コロナウイルス感染症等、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者(過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。)が確認された場合は、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

**【留意事項】**

1 中学校長は、令和5年(2023年)3月2日(木)午前8時20分までに、同日午前8時現在で、本検査を受検できない者のうち追検査の受検を希望する者(過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。)の状況及び数を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

2 高等学校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、速やかに所轄の教育局に電話等で報告すること。

イ 出願者は、令和5年(2023年)3月3日(金)午後4時までに追検査受検願(別記様式13)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にファックス等で追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和5年(2023年)3月6日(月)正午までに追検査受検承認書(別記様式14)を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

**【留意事項】**

高等学校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

(3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、

実施しないこととする。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

(4) 日程及び実施内容

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和5年(2023年)3月14日(火)とする。

イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

ウ 実施内容

一般要項の「9 学力検査」の(2)イ及びウによる。

エ 検査教科及び配点

一般要項の「9 学力検査」の(3)による。

オ 出題の方針

一般要項の「9 学力検査」の(4)による。

カ 受検者の持参すべきもの

一般要項の「9 学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(5) 面接等

ア 全日制の課程に係る面接、実技

高等学校長は、本検査で面接、実技を行った場合は、学力検査終了後に行うこと。ただし、これにより難しい場合は令和5年(2023年)3月15日(水)又は3月16日(木)に行うことができる。

イ 定時制の課程に係る面接

令和5年(2023年)3月14日(火)に行うこと。

(6) 委託追検査受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願変更をした出願者のうち、出願先の高等学校で追検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において追検査を受検すること(以下「委託追検査受検」という。)ができる。

ア 委託追検査受検を希望する者は、令和5年(2023年)3月3日(金)午後4時まで委託追検査受検願(別記様式15)を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にファックス等で委託追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

イ 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和5年(2023年)3月6日(月)正午までに委託追検査受検承認書(別記様式16)を中学校長を経由して、委託追検査受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

ウ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和5年(2023年)3月6日(月)正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

エ 委託先の高等学校長は、追検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

オ 委託追検査受検をする者は、追検査の当日、委託追検査受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託追検査受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

14 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を

公正かつ的確に実施すること。

(1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技を行った場合は、その結果

(エ) 健康診断書(体育に関する学科の出願者に限る。)

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

**【留意事項】**

1 ウの(ア)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で(小数第1位を四捨五入する。)相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の(ウ)の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相 関 表

		1	2	3
学力検査の成績		500	480	460
各教科の評定の記録		481	461	441
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(ア)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(ア)において合格とならなかった者を対象に、ウの(イ)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、ウの(イ)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 ウの(イ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を

優先して、選抜を行うこと。

オ 第3志望については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

(2) 定時制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

15 合格発表

高等学校長は、令和5年(2023年)3月17日(金)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

16 合格者の追加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和5年(2023年)3月20日(月)に行うものとする。

【留意事項】

1 入学意思の確認

(1) 中学校長は、合格者に対し、令和5年(2023年)3月17日(金)午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

(2) 中学校長は、令和5年(2023年)3月20日(月)午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること(あらかじめ電話等により通知しておくこと)。

(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

2 追加合格

(1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和5年(2023年)3月20日(月)午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと(中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと)。

(2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和5年(2023年)3月20日(月)午後4時30分までに高等学校長に報告すること。

なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和5年(2023年)3月22日(水)午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

17 第2次募集

(1) 第2次募集を行う場合

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区分	期日	時間	場所
高等学校(掲示)	3月22日(水)	9:00	各高等学校
全道(発表)	3月22日(水)	当日中	学力向上推進課

【留意事項】

第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

(3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

ア 当初の入学者選抜において合格(合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。)している者

- イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者
- (4) 出願できる高等学校  
出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。
- (5) 出願の受付  
第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年3月23日(木)～令和5年3月24日(金)	9:00～16:30

- (6) 出願の手続
  - ア 出願者は、受検(出願)証明書交付願(別記様式17)を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること(当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。)
  - イ 受検(出願)証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検(出願)証明書(別記様式18)を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書(別記様式19)を出願先の高等学校長に送付すること。

**【留意事項】**  
 当初の入学者選抜(本検査及び追検査)において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検(出願)証明書交付願及び受検(出願)証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

- ウ 出願者は、「6 出願の手続」の(1)に定める入学願書その他必要書類を受検(出願)証明書(当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。)とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。
- エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。
- オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。
- カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和5年(2023年)3月27日(月)までに当該出願先の高等学校長に送付すること。  
 なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

- キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

**【留意事項】**  
 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。  
 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

- (7) 入学者の選抜  
 入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」に定めるところによる。  
 なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。
- (8) 合格発表  
 高等学校長は、令和5年(2023年)3月29日(水)までに合格者に通知すること。
- (9) その他  
 定時制の課程において、第2次募集終了後、入学希望者がある場合は、令和5年(2023年)4月12日(水)までの間に選抜の上、入学させることができる。

**【留意事項】**  
 高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の氏名を通知すること。  
 なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

18 道外からの出願者の手続

- (1) 出願できる場合
  - ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和5年(2023年)4月7日(金)までに道

内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和5年(2023年)2月27日(月)までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書(別記様式20)を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

19 学力検査の得点の口頭による開示

高等学校長は、受検者からの口頭による開示請求により、本人の学力検査の合計得点及びその教科別得点を開示できる。

(1) 開示対象者

受検者本人とする。

(2) 開示場所

出願した高等学校

(3) 開示の方法

開示するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 開示期間

開示の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年3月18日(土)～令和5年3月31日(金) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30

【留意事項】

1 「口頭による開示請求に係る個人情報の開示に関する要綱」(平成6年(1994年)9月28日教育長決定)による。

2 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、本人であることを確認すること。

20 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技の実施	11月9日(水)	この日まで	電話又はN. S.	11月17日(木)まで	N. S.	別記様式27
	2	出願状況	1月24日(火)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21
	3	出願変更の状況(中間)	1月31日(火)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2
	4	出願変更後の出願状況	2月7日(火)	11:00まで	同上	2月8日(水)10:00まで	同上	別記様式21の2
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	簡易申請システム			受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	2月24日(金)	10:00まで	電話又はN. S.	13:00まで	N. S.	別記様式21の2
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	2月27日(月)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26
	8	関係機関への警備の要	3月1日(水)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の



		請の状況及び校内点検状況						異常の有無
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	3月2日(木)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	10	追検査の受検を希望する者の状況及び数	3月2日(木)	中学校から連絡があった場合直ちに	電話	9:00まで	C. S.	別途指示
	11	検査開始後の状況及び特別な配慮を行った生徒の状況	3月2日(木)	開始直後	電話又はN. S.	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	電話 N. S.	1 開始の異常の有無 2 本検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 本検査欠席者数(出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。) 4 特別な配慮を行った生徒の状況
	12	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)	3月2日(木)	その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等
	13	学力検査終了状況	3月2日(木)	終了後直ちに	電話又はN. S.	管内取りまとめ後直ちに	同上	終了時刻、検査状況等
	14	面接等の終了状況	3月2日(木)	同上	同上	同上	同上	同上
学力検査日後	15	面接等の終了状況(全日制)	3月3日(金)	同上	同上	同上	同上	同上
	16	追検査を受検する者の数	3月7日(火)	10:00まで	同上	12:00まで	C. S.	別途指示
	17	合格者数及び欠員	3月17日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	N. S.	別記様式22
	18	追加合格者数及び第2次募集の人	3月22日(水)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23

	員							
19	第2次募集の合格者数	3月29日(水)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24	
20	学力検査の得点の口頭による開示実施件数	4月4日(火)	この日まで	同上	4月5日(水)まで	同上	別記様式28	
21	入学者選抜実施結果状況調査票	4月12日(水)	この日まで	文書又はN. S.	4月26日(水)まで	文書又はN. S.	別途指示	
22	定時制の第2次募集後の入学者数	4月13日(木)	10:00まで	電話又はN. S.	13:00まで	N. S.	別記様式25	

※ C. S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

※ N. S. は、入学者選抜報告システムのことである。

※ 簡易申請システムは、北海道電子自治体共同システムによる簡易申請システムのことである。

21 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**【留意事項】**

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付
- 3 委託受検及び委託追検査における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 4 第2次募集における学力検査成績証明書の受検先の高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

※受検番号		( )
<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;">                 収入証紙             </div>		
入 学 願 書		
令和 年 月 日		
北海道 高等学校長 様		
出願者署名 保護者等署名		
貴校に入学したいので、許可してください。		
出願課程	全日制の課程 定時制の課程	出願学科
		第1志望
		第2志望
		第3志望
		科
		科
		科
出願者	ふりがな氏名	昭和・平成 年 月 日生
	現住所	□□□-□□□□
	出身(在籍)中学校	□□□-□□□□
	中学校卒業(卒業見込)年月日	電話 番
入学選抜における特別な配慮の希望の有無		有・無
全日制の課程の普通科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 (「通学区域規則」とは、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)をいう。)	
備考		

記入上の注意

- 1 「出願課程」、「出願者の生年月日」、「入学選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 2 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 推薦入学選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。
- 5 連携型入学選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊧と朱書すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式1(日本産業規格A4縦型)

写 真 台 紙

※受検番号 ( )

ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)
課 程	全日制の課程 定時制の課程
学 科	科 (※ 科)

(令和四年十月一日以降に  
上半身を正面から撮影したもの)

写 真 を 貼 る 位 置

(縦七センチメートル、横五センチメートル)

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
 2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。  
 3 課程は、該当する文字を○で囲むこと。  
 4 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。  
 5 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(連)と朱書すること。

令和5年度(2023年度)道立高等学校受検票

※受検番号 ( )

出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)
課 程	全日制の課程 定時制の課程
学 科	(※ 科)

学力検査実施校における検査時間等

検査時間	3月2日(木) 受検場入室 8:40まで 第1部 国語 9:20~10:15 第2部 数学 10:35~11:30 第3部 社会 11:50~12:45 第4部 理科 13:35~14:30 第5部 英語 14:50~15:45
持参品	ア 受検票 イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付き時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるもの持込みは認めない。 ウ 上履き及び昼食

(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合には、別途連絡する。

記入上の注意

- 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
- 課程は、該当する文字を○で囲むこと。
- 学科は、第1志望の学科名を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(連)と朱書すること。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

(一般・推薦・連携型)出願者一覧表

出願先	北海道 高等学校		中学校	中学校	所在地	□□□-□□□□			
			校長名			(電話)			
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備考
1									
2									
3									
4									
5									
				男	女		計		
(一般・推薦・連携型)出願者数				人	人		人		

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。  
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。  
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に、「道外」と記入すること。

別記様式3(日本産業規格A4縦型)

個人調査書

受 検 番 号	
------------------	--

出願先高等学校	北海道			全 日 定 時 通	高 等 学 校	制 課 程				
1 学 籍 の 記 録	学校名及び所在地									
	ふりがな	氏名	平成 年 月 日生(性別 )	卒業年月	平成 年 月 卒業	卒業見込				
	備考(転学の記録など)									
2 各 科 の 学 習 の 記 録	評 定			5 第 3 学 年 の 行 動 の 記 録	基本的生活習慣		思いやり・協力			
	教科	学年			健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護				
		1	2		3	自主・自律	勤労・奉仕			
	国語					責任感	公正・公平			
	社会					創意工夫	公共心・公德心			
	数学					6 総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項				
	理科									
	音楽									
	美術									
	保健体育									
技術・家庭										
外国語										
	⑦									
評定の合計	①									
	⑧									
第3学年の学習に関する所見				7 出 欠 の 記 録						
3 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	第1学年						項目 学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由
	第2学年						1			
	第3学年						2			
				3						
				備考						
4 特 別 活 動 の 記 録	第1学年			作成年月日		令和 年 月 日				
	第2学年			記入者氏名						
	第3学年			中学校長名		中学校 <span style="float: right;">印</span>				

(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。  
 2 ※印の欄は記入しないこと。

点 検 者	※
-------------	---

## 備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
  - (1) 「評定」の欄は、次により記入すること。
    - ア 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
    - イ 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
    - ウ 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
      - (ア) ㉞の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
      - (イ) ㉟の欄には、㉞の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
      - (ウ) ㊱の欄には、㉟の欄に記入した数の全学年の総和(最高315、最低63)を記入すること。
  - (2) 「第3学年の学習に関する所見」の欄には、第3学年における観点別学習状況の各教科の評価を含め、各教科全体を通して見られる特徴などにおいて、特に顕著な事項について記入すること。
- 3 3の欄には、各学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容及び出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 5 5の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 6 6の欄には、個人調査書の1から5までの各欄に記載されていない事項、例えば、出願者の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、出願者が参加した部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績、資格・検定試験等の成績、出願者の成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況について記入すること。

なお、参加する予定であった大会や資格・検定試験等が中止・延期等になったため、結果を記載できなかった場合、出願者の成果獲得に向けた努力のプロセス等が分かるように記入すること。

また、学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 7 7の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。

なお、「備考」の欄は、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業の記録その他出欠に関する特記事項等を記入すること。

また、出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、遅刻、早退等の状況については記入しないこと。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、2の「第3学年の学習に関する所見」の欄及び5の欄は、斜線を引くこと。

別記様式4 (日本産業規格A4縦型)

入 学 願 書 受 付 票			
令和 年 月 日			
中学校長 様			
高等学校長名			<input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/> 印
次のとおり入学願書を受け付けました。			
課 程	学 科	出願者数	備 考 (一般・推薦・連携型の別等)





別記様式6(日本産業規格A4縦型)

出願変更願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな  
出願者署名  
保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

- (1) 一般の場合の出願変更
- (2) 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更
- (3) 保護者等の転勤等に伴う出願変更(転居先住所) )
- (4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更  
(就職(内定)先 勤務場所 職種 )

2 変更事項

事項	出願変更先	当初の出願先
高等学校		
課程		
学科	第1志望 科	第1志望 科
	第2志望 科	第2志望 科
	第3志望 科	第3志望 科
住所	出願者	
	保護者等	
全日制の課程の普通科へ就学するときの区分	1 通学区規則第2条による就学 2 通学区規則第3条第1号による就学 3 通学区規則第3条第2号による就学 4 通学区規則第3条第3号による就学 5 通学区規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区規則第4条第1項第3号による就学 8 ( )立高等学校通学区規則による就学	1 通学区規則第2条による就学 2 通学区規則第3条第1号による就学 3 通学区規則第3条第2号による就学 4 通学区規則第3条第3号による就学 5 通学区規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区規則第4条第1項第3号による就学 8 ( )立高等学校通学区規則による就学

上記の願い出があったので、提出します。

在籍(又は出身)中学校長名



- (注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 「学科」の欄については、2の学科を設置している高等学校への出願においては、第2志望まで記入することができること。3以上の学科を設置している高等学校への出願については、第3志望まで記入することができること。  
 3 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 4 「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の8の( )には、道立高等学校通学区規則と異なる通学区規則を定めている市町村名を記入すること。  
 5 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式7 (日本産業規格A4縦型)

出 願 変 更 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付		けで願	
出		のあ	
った、		北海	
道		高等	
高等学校		課程	
科に出願変更することを承認します。			
令和	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式8 (日本産業規格A4縦型)

<p style="margin: 0;">出 願 変 更 通 知 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和    年    月    日</p> <p style="margin: 0;">北海道                      高等学校長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">高等学校長名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 0;">本校                      課程                      科に出願した次の者から、貴校                      課程                      科に</p> <p style="margin: 0;">出願変更をしたい旨の願い出があり、これを承認したので、通知します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>	
ふりがな 出願者氏名	
変更の理由	<p>1 一般の場合の出願変更</p> <p>2 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更</p> <p>3 保護者等の転勤等に伴う出願変更 (転居先住所                      )</p> <p>4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更</p>

(注) 変更の理由の欄については、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式9 (日本産業規格A4縦型)

特 設 受 検 場 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
	出願者氏名
	□□□-□□□□
	出願者住所
	保護者等氏名
	□□□-□□□□
	保護者等住所
私は、次の理由により、	において受検したいので、承認してください。
理由	記
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
	在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10(日本産業規格A4縦型)

特 設 受 検 場 受 検 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付		けで願	
い出		のあ	
った、		にお	
いて受		検す	
るこ		とを	
承認			
し			
ま			
す。			
令和	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式11(日本産業規格A4縦型)

委 託 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出 願 者 氏 名	
□□□-□□□□	
出 願 者 住 所	
保 護 者 等 氏 名	
□□□-□□□□	
保 護 者 等 住 所	
私は、次の理由により、北海道	高等学校において受検したいので、承認 してください。
記	
理由	
上記のことについて願出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名	
印	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式12(日本産業規格A4縦型)

委託受検承認書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、北海道  
で受検することを承認します。

高等学校におい

令和 年 月 日

高等学校長名

印



別記様式13(日本産業規格A4縦型)

追 検 査 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
受 検 番 号	
出 願 者 署 名	
保 護 者 等 署 名	
私は、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたが、追検査を受検したいので、承認してください。	
記	
理由	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名	
印	

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式14(日本産業規格A4縦型)

追 検 査 受 検 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日付で願い出のあった、追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名

印

別記様式15(日本産業規格A4縦型)

委 託 追 検 査 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
	出願者氏名
	出願者住所 □□□-□□□□
	保護者等氏名
	保護者等住所 □□□-□□□□
私は、次の理由により、北海道	高等学校において追検査を受検したいので、承認してください。
理由	記
	上記のことについて願い出があったので、提出します。
	在籍(又は出身)中学校長名 <span style="float: right;">印</span>

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式16(日本産業規格A4縦型)

委託追検査受検承認書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、北海道 高等学校において追  
検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名



別記様式17(日本産業規格A4縦型)

受検(出願)証明書交付願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出願者氏名	
保護者等氏名	
私は、貴校を受検(貴校に出願)しましたが、北海道 高等学校(課程 科)の第2次募集に出願したいので、受検(出願)証明書を交付してください。	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍(又は出身)中学校長名	印

(注) 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式18(日本産業規格A4縦型)

受 検 ( 出 願 ) 証 明 書

出願者氏名

上記の者は、本校を受検(本校に出願)したことを証明します。

令和 年 月 日

高等学校長名



## 別記様式19(日本産業規格A4縦型)

## 学 力 検 査 成 績 証 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名



次の1の者は、令和5年度(2023年度)道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の2のとおりであることを証明します。


記

- 1 出願者氏名
- 2 学力検査の成績

国 語	数 学	社 会	理 科	英 語	合 計
点	点	点	点	点	点

※ 英語の聞き取りテストを受検しなかった受検者の英語の成績については、100点満点に換算した成績を記載すること。

別記様式20(日本産業規格A4縦型)

出 願 事 情 説 明 書	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
	出 願 者 氏 名
	保 護 者 等 氏 名
出願の事情は、次のとおりです。	
1	出願者現住所
2	保護者等の転居見込みの住所
3	出願者と保護者等の続柄
4	出願課程・学科
5	事情の説明
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
在籍(又は出身)中学校長名	
	

- (注) 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。  
2 在籍(又は出身)中学校長名には、中学校名も併記すること。



別記様式21 (日本産業規格A 4縦型)

出 願 状 況

高等学校

課 程		
学 科		
募集人員(A)		
推薦枠		
当初の 出願者数	一般入学者選拔出願者数	
	推薦入学者選拔出願者数	
	道外からの出願	
	連携型入学者選拔出願者数	
	出願者数合計(B)	
	3条1号	
	3条2号	
	3条3号	
	市町村立通学区区域規則	
	倍率 $\frac{(B)}{(A)}$	
過年度卒業生数(内数)		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 全日制普通科及び定時制の各学科(推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜を実施する高等学校を除く。)については、「一般入学者選拔出願者数」、「推薦入学者選拔出願者数」及び「連携型入学者選拔出願者数」の欄を除いて報告すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (2) 全日制の普通科…………… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (3) 全日制の上記以外の学科…………… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
  - (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、小数点以下は切捨てとする。
  - (5) 定時制の各学科…………… 募集人員の30%の数

別記様式21の2 (日本産業規格A4縦型)

出願変更後及び再出願後の出願状況

高等学校

課程			
学科			
募集人員(A)			
推薦枠			
推薦入学者選拔出願者数(B)	道外からの出願		
連携型入学者選拔出願者数(C)			
出願変更後の一般入学者選拔出願者数(D)			
3条1号			
3条2号			
3条3号			
市町村立通学区区域規則			
出願者数合計(E)=(B)+(C)+(D)			
倍率	$\frac{(E)}{(A)}$		
当初の一般入学者選拔出願者数(F)			
出願変更による増減	増		
	減		
増-減			
当初出願後の道外からの出願者数(内数)			
推薦入学確約書提出者数(G)			
道外からの出願			
連携型入学確約書提出者数(H)			
実募集人員(I)=(A)-(G)-(H)			
再出願後の全出願者数(J)			
3条1号			
3条2号			
3条3号			
市町村立通学区区域規則			
道外からの出願			
倍率	$\frac{(J)}{(I)}$		
再出願者数			
3条1号			
3条2号			
3条3号			
市町村立通学区区域規則			
道外からの出願			
再出願の状況	推薦で合格内定とならなかった数	道外からの出願	
		再出願手続者数	
	再出願先	当初と同じ大学科	
		道外からの出願	
		当初と異なる大学科	大学科名 人数
出願変更後の出願者数の増減の内訳	特別の場合の出願変更による者の数	増 減	
	再出願による者の数	道外からの出願	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ発表及び報告すること。
- 2 通学区区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とする。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 「再出願の状況」の欄は、当初の推薦出願を受け付けた学校が報告すること。また、「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
- (2) 全日制の普通科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
- (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
- (4) 連携型推薦入学者選抜… (2)に同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数の10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。
- (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数
- 6 「出願変更後の出願者数の増減の内訳」の欄は、管外へ(から)の移動の数のみ記入すること。

別記様式22(日本産業規格A4縦型)

合格者数及び欠員

高等学校

課程	
学科	
募集人員	
学力検査受検者数(第1志望のみ)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
学力検査受検者で合格した数(第2志望、第3志望による合格者含む)(A)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
推薦入学者選抜合格者数(B)	
道外からの出願	
連携型入学者選抜合格者数(C)	
合格者数計(A)+(B)+(C)	
欠員	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
不合格者数	
備考	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。  
 3 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。  
 (1) 出願者が募集人員に達しない学科において不合格があった場合  
 (2) 出願者が募集人員に達して不合格者を出したために合格者が募集人員を下回った場合  
 4 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

別記様式23 (日本産業規格A4縦型)

追加合格者数及び第2次募集の人員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
合格者数(A)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
(A)のうち入学意思のない者(B)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
追加合格者数(C)	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
入学予定者数(A)-(B)+(C)	
第2次募集人員	
3条1号	
3条2号	
3条3号	
市町村立通学区域規則	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。  
 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

別記様式24 (日本産業規格A 4縦型)

第 2 次 募 集 の 合 格 者 数

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
入学予定者数	
第2次募集人員	
出願者数(第2次)	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区域規則
選抜の対象となった者の数(第2次)	
合格者数(第2次)	3条1号
	3条2号
	3条3号
	市町村立通学区域規則

- (注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。  
 (入学予定者数) = (3月17日の合格者数) - (入学意思のない者の数) + (追加合格者数)
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則に該当する数は内数とすること。

別記様式25 (日本産業規格A4縦型)

定時制の第2次募集後の入学者数

高等学校

学 科	
募集人員	
3月29日現在の入学予定者数	
3月30日現在の募集人員	
3月30日以降の出願者数	
選抜の対象となった者の数	
3月30日以降の合格者数	
4月12日現在の入学者数	

別記様式26 (日本産業規格A4縦型)

特別な配慮を必要とする生徒の状況

高等学校

出 願 先 名 学 校 名	課 程	学 科	出 身 中 学 校 名	性 別	特 別 な 配 慮 を 必 要 と す る 理 由	特 別 な 配 慮 の 内 容

別記様式27(日本産業規格A4縦型)

面接、実技の実施

高等学校

		小学科名		
面接	実施の有無			
	対象者	全員		
		過年度卒のみ		
	日時	3月2日	開始予定時刻～ 終了予定時刻	
		3月3日	開始予定時刻～ 終了予定時刻	
	形式	個人		
		集団(人)		
	時間(分)			
担当教員数(人)				
実技	実施の有無			
	内容			
	開始予定時刻～終了予定時刻			

記入要領

- 1 面接の「実施の有無」の欄には、「有」又は「無」を記入すること。また、面接の形式については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入し、集団面接の場合は、「集団(人)」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 2 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。



別記様式28 (日本産業規格A4縦型)

令和5年度(2023年度)道立高等学校入学者選抜学力検査の得点の口頭による開示実施件数

高等学校

実施日	20	
	22	
	23	
	24	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	計	

## 別記2

令和5年度(2023年度)道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立高等学校(連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。)の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 対象学科

## (1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)の別表に定める石狩学区の通学区域に保護者等の住所の存する者及び帰国子女等とする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女(日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。)及びこれに準じる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

ウ その他の普通科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

## (2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

## 【留意事項】

令和5年(2023年)4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程の第1学年において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

## 1 普通教育を主とする学科

普通科

## 2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸、園芸科学、園芸デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活及び未来農業の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、電気、電気システム、電気情報工学、電気・建築、情報技術、建築、建築システム、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント及び地域産業ビジネスの各学科

水産に関する学科

海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科

家庭に関する学科

家政及び生活デザインの各学科

看護に関する学科

衛生看護科

福祉に関する学科

福祉科

理数に関する学科

理数科

- 体育に関する学科
- 体育科
- 外国語に関する学科
- 国際文化及び国際教養の各学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
- 総合学科

- (3) 定時制の課程
  - 全ての学科において実施することができる。
- 2 推薦による入学者の範囲
  - (1) 全日制の課程
    - ア 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の50～90%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
    - イ 普通科においては、募集人員の10～40%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
    - ウ その他の学科においては、募集人員の30～50%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
  - (2) 定時制の課程
    - 募集人員の30%程度の数とする。
- 3 出願資格
  - (1) 全日制の課程
    - 次の各号に該当する者とする。
      - ア 令和5年(2023年)3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業する見込みの者を含む。)
      - イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
      - ウ 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

**【留意事項】**

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 令和5年(2023年)3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、北海道札幌国際情報高等学校に出願することができる。

- (2) 定時制の課程
  - 次の各号に該当する者とする。
    - ア 令和5年(2023年)3月末日までに道内の中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者(夜間中学を卒業する見込みの者を含む。)
    - イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
    - ウ 普通科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者
      - 普通科以外の学科においては、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

4 出願の受付  
出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年1月18日(水)～令和5年1月23日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (23日は12:00までとする。)

**【留意事項】**

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、令和4年(2022年)12月9日(金)から行うこと。

## 5 出願の手続

### (1) 出願できる学科

#### ア 全日制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあつては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項における全日制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

#### イ 定時制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項における定時制の課程の大学科とは次の学科を指す。  
普通科、農業に関する学科、工業に関する学科及び商業に関する学科

### (2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)から出願書類の請求があつたときは、次の書類を交付するものとする。ただし、定時制の課程において、令和5年(2023年)3月31日に満18歳以上の者(平成17年(2005年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人に交付すること。

#### 【留意事項】

入学願書用紙及び写真台紙・受検票用紙は、学校教育局学力向上推進課において作成する。

自己推薦書用紙及び入学確約書用紙は高等学校において作成するものとし、個人調査書用紙、出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

なお、自己推薦書(全日制課程受検者用)用紙については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、出願者本人がパソコンで必要事項を記入し作成することもできる。

#### ア 全日制の課程

##### (7) 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

(イ) 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

(ロ) 自己推薦書(全日制課程受検者用)(別記様式1)

(ハ) 農業自営予定者説明書(別記様式2)

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するもの出願に限る。

(ニ) 漁業自営予定者説明書(別記様式3)

水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するもの出願に限る。

#### イ 定時制の課程

(7) 入学願書(北海道立高等学校学則別記第3号様式)

(イ) 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

(ロ) 自己推薦書(定時制課程受検者用)(別記様式4)

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、次の(7)～(カ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

**【留意事項】**

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(7) 入学願書

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

**【留意事項】**

入学願書の記載方法

- 1 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。ただし、「第3志望」の欄に斜線を引くとともに、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

(イ) 写真台紙

(ロ) 受検票

(エ) 自己推薦書(全日制課程受検者用又は定時制課程受検者用)

(オ) 農業自営予定者説明書(農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。)

(カ) 漁業自営予定者説明書(水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。)

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。

(7) 全日制の課程

a 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

b 健康診断書(体育科の出願者のみ提出すること。)

**【留意事項】**

a及びbの書類は、出願時に一括して提出すること。

c 個人調査書(令和5年(2023年)2月6日(月)正午までに提出すること。)

(イ) 定時制の課程

a 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

b 個人調査書(令和5年(2023年)2月6日(月)正午までに提出すること。なお、中学校卒業後5年を経過した出願者については、個人調査書の作成を要しない。)

ウ 高等学校長の手続

(7) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式4による。)を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和5年(2023年)1月27日(金)までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

**【留意事項】**

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(ロ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式5による。)に記入すること。

6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	1月25日(水)	10:00	学力向上推進課

7 出願変更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面接等

面接等は、令和5年(2023年)2月10日(金)に行うこと。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

全日制の課程において、高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

**【留意事項】**

- 1 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 面接のみを実施する学校・学科においては、特別の事情により面接の実施日(面接等の期日を延期して実施した日を含む。)に高等学校において面接を受けることができない者に対して、通信機器を活用した遠隔面接を実施することができる。
- 4 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。なお、遠隔面接の場合は、中学校長が回収し保管すること。
- 5 面接等の期日の延期や遠隔面接等の手段を講じてもなお受検できない出願者がいる場合、当該高等学校長は、再出願について学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

(1) 出願者から提出された自己推薦書、農業自営予定者説明書や漁業自営予定者説明書

(2) 中学校長から提出された個人調査書、健康診断書

(3) 面接の結果

(4) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

(1) 高等学校長は、合格内定者に令和5年(2023年)2月17日(金)までに中学校長を経由して合格内定通知書(別記様式5)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

**【留意事項】**

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(別記様式6)を提出させ、その入学確約書を令和5年(2023年)2月20日(月)から2月22日(水)正午までの間に、出願先高等学校長に送付すること。

**【留意事項】**

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和5年(2023年)2月22日(水)正午までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	2月17日(金)	10:00	学力向上推進課

12 再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年2月20日(月)～令和5年2月22日(水)	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

- (3) 出願者の手続  
再出願しようとする者は、再出願願(別記様式9)を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書(別記様式10)を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和5年(2023年)2月27日(月)までに再出願通知書(別記様式11)、再出願願の写し及び出願者の出願書類(自己推薦書、健康診断書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。)を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和5年(2023年)2月27日(月)までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(令和3年(2021年)11月25日付け教高第2150号教育長通知)を参照すること。
- 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準じること。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	2月28日(火)	11:00	学力向上推進課

13 合格発表

高等学校長は、令和5年(2023年)3月17日(金)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月9日(水)	この日まで	N. S.	11月17日(木)まで	N. S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月24日(火)	10:00まで	電話又はN. S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月10日(金)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	推薦入学合格内定者数	2月16日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者	2月24日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

	の数						
--	----	--	--	--	--	--	--

※ N. S. は、入学者選抜報告システムのことである。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**【留意事項】**

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付



## 別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

※受検番号

## 自己推薦書(全日制課程受検者用)

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制的課程の 科へ、次の理由により自己推薦します。

## 1 入学を志望する理由や抱負について

(この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。)

--

## 2 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について

(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

--

## 3 中学校在学中における学校内外の諸活動について

(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

--

- (注) 1 出願者が記入、作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないようにしてください。(文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントとします。)
- 2 ※印の欄は記入しないでください。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

農業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明(保護者等が記入)

(注) 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

別記様式3 (日本産業規格A4縦型)

漁業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明(保護者等が記入)

(注) 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。



別記様式5 (日本産業規格A4縦型)

合 格 内 定 通 知 書			
			令和 年 月 日
中学校名			
受検番号	科	番	
氏 名	様		
北海道		高等学校長名	印
<p>あなたは、令和5年度(2023年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、本校 制の課程の に関する学科の 科の合格者に 内定したので通知します。</p>			

## 別記様式6 (日本産業規格A4縦型)

(	中学校長経由)	
入 学 確 約 書		
令和 年 月 日		
北海道	高等学校長 様	
出願者署名		
保護者等署名		
このたび、令和5年度(2023年度)道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校		
制の課程の	に関する学科の	科の合格者に内定
した旨通知を受けました。		
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。		

- (注) 1 中学校に在学している者は、( 中学校長経由) に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。
- 2 保護者等署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 3 中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。

別記様式7 (日本産業規格A4縦型)

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施

高等学校

小学科名			
英語の聞き取りテスト	実施の有無		
	開始予定時刻～終了予定時刻		
英語による問答	実施の有無		
	形式	個人	
		集団(人)	
	時間(分)		
	担当教員数(人)		
実 技	実施の有無		
	内容		
	開始予定時刻～終了予定時刻		
作 文	実施の有無		
	字数		
	テーマ選択の有無		
	時間(分)		

記入要領

- 1 「実施の有無」及び「テーマ選択の有無」は、「有」又は「無」を記入すること。
- 2 英語による問答の「形式」については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入すること。集団面接の場合は、「集団(人)」の欄に面接を行う1グループ当たりの人数を記入すること。
- 3 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。
- 4 作文における「字数」については、例えば400字から600字である場合、「400～600」のように記入すること。

別記様式8(日本産業規格A4縦型)

推薦・連携型入学者選抜に係る状況

高等学校

課 程			
学 科			
募集人員			
推 薦 枠			
出願者数	推薦入学者選抜		
	道外からの出願		
連携型入学者選抜			
内定者数	推薦入学者選抜		
	道外からの出願		
連携型入学者選抜			
備 考	面接を受けなかった者の数	推薦入学者選抜	
		道外からの出願	
		連携型入学者選抜	
	面接を延期した者の数	推薦入学者選抜	
		道外からの出願	
		連携型入学者選抜	
	確約書を提出しなかった者の数	推薦入学者選抜	
		道外からの出願	
		連携型入学者選抜	
	備考に係る理由		

- (注) 1 推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。  
 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。  
 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。  
 4 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。  
 (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (2) 全日制の普通科…………… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (3) 全日制の上記以外の学科…………… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数  
 (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれ以降においては、募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数の10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。  
 (5) 定時制の各学科…………… 募集人員の30%の数



別記様式9(日本産業規格A4縦型)

再 出 願 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな  
出願者署名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事 項		再 出 願 先		推 薦 入 学 出 願 先	
高 等 学 校					
課 程					
学 科	第1志望	科	第1志望	第2志望	
	第2志望	科	科	科	
	第3志望	科			
住所	出 願 者				
	保 護 者 等				
全日制的課程の 普通科へ就学す るときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 ( ) 立高等学校通学区域規則による就学				

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名 印

- (注) 1 「学科」の欄については、志望により第3志望まで記入すること。  
 2 「全日制的課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 「全日制的課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の8の( )内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めた市町村名を記入すること。  
 4 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10(日本産業規格A4縦型)

再 出 願 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付		け	
願		い	
出		の	
願		あ	
す		っ	
る		た	
こ		。	
と		。	
を		。	
承		認	
し		ま	
す		。	
令和	年	月	日
高等学校長名			
			印

別記様式11(日本産業規格A4縦型)

再出願通知書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名



本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

別記3

令和5年度(2023年度)連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項

(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校の入学者の選抜における連携型入学者選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)、一般入学者選抜(以下「連携型一般入学者選抜」という。))及び推薦入学者選抜(以下「連携型推薦入学者選抜」という。))の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 連携型入学者選抜

(1) 対象校

連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校(以下「連携高等学校」という。)

【留意事項】

1 対象校は次のとおりである。

連携高等学校	連携中学校
北海道鶴川高等学校	むかわ町立鶴川中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道湧別高等学校	湧別町立上湧別中学校
	湧別町立湧別中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校
	鹿追町立瓜幕中学校
北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立知床未来中学校

2 次の高等学校及び義務教育学校については、特例として、連携型入学者選抜を実施する。

高等学校	義務教育学校
北海道湧別高等学校	湧別町立芭露学園

3 道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)、連携型一般入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(以下「有朋高校要項」という。))並びに市町村立高等学校の入学者選抜の実施要項(以下「市町村実施要項」という。))により出願した者は、同時にこの連携型入学者選抜により出願することはできない。

(2) 出願資格

連携型中高一貫教育を実施している中学校及び特例として連携型入学者選抜を実施する義務教育学校(以下「連携中学校等」という。))を令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者(令和5年(2023年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)

(3) 募集人員

別に告示するところによる。

(4) 入学者の範囲

募集人員の範囲内の数とする。

(5) 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年1月18日(水)～令和5年1月23日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (23日は12:00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、連携高等学校において、令和4年(2022年)12月9日(金)から行うこと。

(6) 出願の手続

ア 出願書類の交付

連携高等学校の校長は、当該連携中学校等の校長から出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

(ア) 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定に

よる入学願書(同規則別記第3号様式)

**【留意事項】**

入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、学校教育局学力向上推進課において作成する。

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙、入学確約書用紙等は連携高等学校において作成するものとし、出願者一覧表用紙等は連携中学校等において作成する。

なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

(イ) 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

(ロ) 「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙

**【留意事項】**

「中高一貫教育による学習のまとめ」用紙は、当該連携高等学校の校長が定める様式によること。

イ 出願書類の提出及び受付

(ア) 入学願書の提出

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

**【留意事項】**

入学願書の記載方法

1 「※受検番号」の欄の左余白に(連)と朱書すること。

2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。

(イ) 連携中学校等の校長の手続

連携中学校等の校長は、次の書類を当該連携高等学校の校長に提出すること。

a 入学願書

b 写真台紙

c 受検票

d 「中高一貫教育による学習のまとめ」

e 出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

**【留意事項】**

a～eの書類は、出願時に一括して提出すること。

(ロ) 連携高等学校の校長の手続

a 連携高等学校の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要項の別記様式4による。)を当該連携中学校等の校長に交付すること。

b 連携高等学校の校長は、令和5年(2023年)1月27日(金)までに受検票を当該連携中学校等の校長を経由して出願者に交付すること。

**【留意事項】**

受検票を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

c 連携高等学校の校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式5による。)に記入すること。

(ウ) 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道(発表)	1月25日(水)	10:00	学力向上推進課

(エ) 出願変更

連携型入学者選抜においては、出願変更は認めない。

(オ) 面接等

面接等は、令和5年(2023年)2月10日(金)に行うこと。

ア 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

イ 面接

面接は、連携高等学校の校長の定めるところにより実施する。

なお、連携高等学校の校長は、面接の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

ウ 英語の聞き取りテスト等

連携高等学校の校長は、中高一貫教育の内容を踏まえて、出願者の全員について、

一定の時間を定めて、英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を行うことができる。

なお、連携高等学校の校長は、英語の聞き取りテスト等の時間等について、あらかじめ当該連携中学校等の校長に通知すること。

**【留意事項】**

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ当該連携中学校等の校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、連携中学校等の校長を経由して当該連携高等学校の校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 連携高等学校の校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

## (10) 選抜の方法

連携高等学校の校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

ア 「中高一貫教育による学習のまとめ」

イ 面接の結果

ウ 英語の聞き取りテスト、英語による問答、作文及び「中高一貫教育による学習の発表」から一又は複数を実施した場合は、その結果

## (11) 合格内定者の通知及び入学の確約

ア 連携高等学校の校長は、合格内定者に、令和5年(2023年)2月17日(金)までに当該連携中学校等の校長を経由して合格内定通知書(推薦要項の別記様式5に準じる。)を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて当該連携中学校等の校長に対し、合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

**【留意事項】**

アの書類を当該連携中学校等の校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

イ 連携中学校等の校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書(推薦要項の別記様式6に準じる。)を提出させ、その入学確約書を令和5年(2023年)2月20日(月)から2月22日(水)正午までの間に当該連携高等学校の校長に送付すること。

**【留意事項】**

連携中学校等の校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和5年(2023年)2月22日(水)正午までに電話で当該連携高等学校の校長に報告すること。

## (12) 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」により行うこと。

## (13) 再出願

ア 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

イ 再出願は、推薦要項の「12 再出願」により行うこと。

**【留意事項】**

連携中学校等の校長は、令和5年(2023年)2月27日(月)までに、再出願者の個人調査書を再出願先の高等学校(市立札幌大通高等学校を除く。)の校長あて送付すること。

## (14) 合格発表

連携高等学校の校長は、令和5年(2023年)3月17日(金)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

**【留意事項】**

連携高等学校の校長は、合格者の発表後速やかに、当該連携中学校等の校長に対し、当該連携中学校等からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## (15) 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況	1月24日(火)	10:00まで	電話又はN. S.	13:00まで	N. S.	一般要項の別記様式21
2	連携型入学者選抜面接等欠席・延期者の状況	2月10日(金)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
3	連携型入学者選抜合格内定者数	2月16日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	入学確約書を提出しなかった者の数	2月24日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N. Sは、入学者選抜報告システムのことである。

(16) その他

- ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- イ 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、連携中学校等の校長は当該連携高等学校の校長にその事情を説明し、当該連携高等学校の校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

**【留意事項】**  
 次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。  
 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付  
 2 再出願における、連携高等学校の校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

2 連携型一般入学者選抜

連携型一般入学者選抜は、一般要項により実施する。ただし、出願資格、実募集人員及び出願変更については次によるものとする。

(1) 出願資格

一般要項の「2 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者(令和5年(2023年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型一般入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

**【留意事項】**  
 一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜、有朋高校要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型一般入学者選抜により出願することはできない。

(2) 実募集人員

募集人員から連携型入学者選抜、連携型推薦入学者選抜及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜による合格内定者数を減じた数とする。

(3) 出願変更

- ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合  
 一般要項の「8 出願変更」による。
- イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合  
 当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。
- ウ 連携型入学者選抜の結果、合格内定者数が募集人員に達している場合  
 当初出願した課程と関わりなく出願を変更することができることとし、出願変更の受付期間及び受付時間は推薦要項の「12 再出願」の(2)により、また、出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のウ及びエによる。

3 連携型推薦入学者選抜

連携型推薦入学者選抜は、連携中学校等の第3学年の在籍者数(令和4年(2022年)5月1日現在)が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り推薦要項により実施することができる。ただし、出願資格、入学者の範囲、出願変更及び出願変更の手続

については次によるものとする。

(1) 出願資格

推薦要項の「3 出願資格」による。ただし、連携中学校等を令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者(令和5年(2023年)1月以降に連携中学校等に転入学した者を除く。)は、この連携型推薦入学者選抜により当該連携高等学校へ出願することはできない。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型入学者選抜、連携型一般入学者選抜及び有朋高校要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの連携型推薦入学者選抜により出願することはできない。

(2) 入学者の範囲

募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10~40%程度の範囲の数を「推薦枠」として高等学校長が定める。なお、その割合は高等学校長が別途定める。また、「推薦枠」については、小数点以下は切捨てとする。

(3) 出願変更

ア 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に達している場合

出願者は、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜による出願者数が募集人員に満たない場合

出願者は、募集人員から連携型入学者選抜による出願者数を減じた数に高等学校長が定めた10~40%の割合を乗じて得た数(小数点以下は切捨てとする。)が1名に満たないときは、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項による入学者選抜及び連携型一般入学者選抜への出願変更を行うことができる。

(4) 出願変更の手続

出願変更の受付期間及び受付時間並びに出願者の手続及び高等学校長の手続は、一般要項の「8 出願変更」の(1)のイ、ウ及びエによる。



別記4

令和5年度(2023年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項  
(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の北海道有朋高等学校の単位制による定時制の課程、技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 単位制による定時制の課程

(1) 一般入学者選抜

ア 募集人員

別に告示するところによる。ただし、募集については、前期と後期に行い、後期の募集は、前期に欠員が生じた場合の当該人員に限る。

イ 出願できる学科

普通科  
事務情報科

ウ 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項(以下「連携型要項」という。)、この要項における単位制による定時制の課程の自己推薦による入学者選抜(以下「自己推薦選抜」という。)、この要項における技能教育施設との連携措置による定時制の課程の入学者選抜(以下「技能教育施設の選抜」という。)、この要項における通信制の課程の入学者選抜(以下「通信制の選抜」という。)及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項(以下「道外推薦要項」という。)並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項(以下「市町村実施要項」という。)により出願した者は、同時にこの単位制による定時制の課程の一般入学者選抜(以下「単位制一般選抜」という。)により出願することはできない。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

	受付期間	受付時間
前期	令和5年3月10日(金)～令和5年3月20日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (20日は16:00までとする。)
後期	令和5年8月25日(金)～令和5年9月1日(金) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (1日は12:00までとする。)

オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の2)

(イ) 写真

令和4年(2022年)10月1日(後期においては、令和5年(2023年)6月1日)以降に上半身を正面から撮影したもの(北海道有朋高等学校長が別途指定する用紙の所定の欄に貼り付けること。)

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)卒業後5年を経過した者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。)を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。

(エ) 入学検定料

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙

を入学願書に貼り付けること。

**【留意事項】**

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒（住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの）を同封して、北海道有朋高等学校（〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目）あてに行うこと。
- 2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「一般入学」と明記すること。  
なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料（切手代）が異なるため、北海道有朋高等学校（電話 011-773-8200）に問い合わせること。

カ 入学者の選抜等

(ア) 作文及び面接

前期は令和5年(2023年)3月24日(金)、後期は令和5年(2023年)9月7日(木)に実施する。

(イ) 学力検査（一般要項「9 学力検査」とは異なるもの）

後期のみ令和5年(2023年)9月7日(木)に実施する（検査教科は、国語、数学及び英語）。

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

キ 合格発表

北海道有朋高等学校長は、前期は令和5年(2023年)3月30日(木)午前10時、後期は令和5年(2023年)9月14日(木)午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

ク その他

(ア) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。

(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(ウ) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(2) 自己推薦による入学者選抜（前期のみ）

ア 出願できる学科

普通科  
事務情報科

イ 出願資格

自己推薦による入学を希望する者は、次の各号に該当する者であること。

(ア) 令和5年(2023年)3月末日までに道内の中学校を卒業する見込みの者（夜間中学を卒業する見込みの者を含む。）又は勤労青少年

(イ) 北海道有朋高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを北海道有朋高等学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合っていると考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの

(ウ) 普通科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

事務情報科においては、事務情報科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、技能教育施設の選抜及び通信制の選抜並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの自己推薦選抜により出願することはできない。

ウ 自己推薦による入学者の範囲

各科の募集人員の30%程度の数とする。

エ 出願の受付

出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年1月18日(水)～令和5年1月23日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (23日は12:00までとする。)

## オ 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

- (ア) 入学願書  
単位制一般選抜に同じ。
- (イ) 写真  
単位制一般選抜に同じ。
- (ウ) 個人調査書  
単位制一般選抜に同じ。
- (エ) 入学検定料  
単位制一般選抜に同じ。
- (オ) 自己推薦書  
別記様式1による。

## 【留意事項】

- 1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。
- 2 往信封筒の表に必ず「単位制課程希望」と朱書すること。また、「推薦入学」と明記すること。  
なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料(切手代)が異なるため、北海道有朋高等学校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

## カ 入学者の選抜等

- (ア) 面接の実施  
令和5年(2023年)2月10日(金)
- (イ) 合格内定通知  
北海道有朋高等学校長は、令和5年(2023年)2月17日(金)までに合格内定者に通知すること。
- (ウ) 入学確約書の提出  
令和5年(2023年)2月20日(月)から令和5年(2023年)2月22日(水)正午までの間に入学確約書(別記様式2)を北海道有朋高等学校長に提出すること。
- (エ) 入学者の選抜  
個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)、自己推薦書及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

## キ 再出願

合格内定とならなかった者については、当初出願した学科と関わりなく単位制一般選抜及び他の高等学校の一般入学者選抜への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

- (ア) 再出願の受付期間及び受付時間は、推薦要項の「12 再出願」の(2)による。
- (イ) 単位制一般選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)による。
- (ウ) 他の高等学校の一般入学者選抜への再出願の手続については、推薦要項の「12 再出願」の(3)及び(4)による。この場合、一般要項の入学願書(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)別記第3号様式)及び写真台紙(一般要項の別記様式1)を添付すること。

## ク 合格発表

北海道有朋高等学校長は、令和5年(2023年)3月30日(木)午前10時に合格者の受検番号を発表(当該高等学校のウェブページに掲載)するとともに、本人に通知すること。

## ケ その他

単位制一般選抜の「ク その他」に同じ。

## 2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程

- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 出願できる学科

商業に関する学科

- (3) 出願資格  
 一般要項の「2 出願資格」に準じる。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、通信制の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの技能教育施設の選抜により出願することはできない。

- (4) 合格発表  
 北海道有朋高等学校長は、令和5年(2023年)4月7日(金)までに本人に通知すること。

- (5) その他

ア 「技能教育施設との連携措置」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号)第5条に定めるところにより、技能教育のための施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をいうこと。

イ 出願の受付及び入学選抜については、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。入学願書は北海道有朋高等学校学則別記第1号様式とし、その他出願に関する問合せ及び必要書類の請求は、各技能教育施設あてに行うこと。

3 通信制の課程

- (1) 募集人員  
 別に告示するところによる。

- (2) 出願できる学科  
 普通科

- (3) 出願資格  
 一般要項の「2 出願資格」に準じる。

**【留意事項】**

一般要項、推薦要項、連携型要項、単位制一般選抜、自己推薦選抜、技能教育施設の選抜及び道外推薦要項並びに市町村実施要項により出願した者は、同時にこの通信制の選抜により出願することはできない。

- (4) 出願の受付  
 出願の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和5年2月17日(金)～令和5年3月22日(水) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～16:30

- (5) 出願の手続

出願者は、次の出願書類を北海道有朋高等学校長に提出すること。

ア 入学願書

北海道有朋高等学校学則第8条の規定による入学願書(同規則別記第1号様式の3)

イ 写真

令和4年(2022年)10月1日以降に上半身を正面から撮影したもの(入学願書の所定の欄に貼り付けること。)

ウ 個人調査書

中学校長が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、中学校卒業後5年を経過した出願者については、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)及び出願理由書(北海道有朋高等学校長が定める様式によること。)をもって個人調査書に代えるものとする。

**【留意事項】**

1 出願書類の用紙の請求は、角形2号の返信用封筒(住所、郵便番号及び氏名を表記し、250円切手を貼り付けたもの)を同封して、北海道有朋高等学校(〒002-8504 札幌市北区屯田9条7丁目)あてに行うこと。

2 往信封筒の表に必ず「通信制課程希望」と朱書すること。また、一般入学と編入学の別を明記すること。

なお、2部以上の用紙を請求する場合は、送料(切手代)が異なるため、北海道有朋高等学校(電話 011-773-8200)に問い合わせること。

- (6) 入学選抜

個人調査書又は出願理由書により入学選抜を行い、学力検査を実施しない。

- (7) 合格発表  
北海道有朋高等学校長は、令和5年(2023年)3月30日(木)に本人に通知すること。
- (8) その他
  - ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、北海道有朋高等学校長の定めるところによる。
  - イ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

4 北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	高校→教育局		教育局→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	出願状況(推薦入学者選抜)	1月24日(火)	10:00まで	電話又はN. S.	13:00まで	N. S.	一般要項の別記様式21に準じる
2	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月10日(金)	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準じる
3	推薦入学合格内定者数	2月16日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準じる
4	入学確約書(推薦)を提出しなかった者の数	2月24日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8に準じる
5	再出願後の出願状況	2月24日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別途指示
6	一般入学者選抜(前期)の出願状況	3月22日(水)	15:00まで	同上	16:00まで	同上	別途指示
7	単位制による定時制の課程(前期)の合格者数	3月30日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別途指示
8	入学者選抜実施状況	5月9日(火)	この日まで	同上	5月12日(金)まで	同上	別途指示
9	単位制による定時制の課程の募集人員(後期)	7月3日(月)	この日まで	同上	7月4日(火)まで	同上	別途指示
10	一般入学者選抜(後期)の出願状況	9月4日(月)	10:00まで	同上	11:00まで	同上	別途指示
11	一般入学者選抜(後期)の合格者数	9月14日(木)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別途指示

(注) 技能教育施設との連携措置による定時制の課程及び通信制の課程は、「8」についてのみ報告すること。

※ N. S. は、入学者選抜報告システムのことである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式

		※受付番号 (                      )
<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">収入証紙</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">入 学 願 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">令和    年    月    日</p> <p>北海道有朋高等学校長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">出 願 者 署 名</p> <p style="margin-left: 100px;">保 護 者 等 署 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin-left: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="margin-top: 20px;">縦 7 cm 横 5 cm</p> <p style="margin-top: 20px;">又は</p> <p style="margin-top: 20px;">縦 4 cm 横 3 cm</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">貴校に入学したいので、許可してください。</p>		
出願課程	技能教育施設との連携措置による定時制の課程	出願学科                      科
出 願 者	ふりがな氏名	昭和・平成    年    月    日生
	現住所	電話 (              )                      番
	学 歴	出身(在籍)中学校                      卒 業 等
保 護 者 等	ふりがな氏名	出願者との関係
	現住所	電話 (              )                      番
備 考		

記入上の注意

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 学歴の欄の中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。  
注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式の2

		※受検番号 ( )	
収入証紙			
入 学 願 書			
令和 年 月 日			
北海道有朋高等学校長 様			
出願者署名 保護者等署名			
貴校に入学したいので、許可してください。			
出願課程	単位制による定時制の課程	出願学科	第( )志望 普通科      第( )志望 事務情報科
出願者	ふりがな氏名	昭和・平成 年 月 日生	
	現住所	□□□-□□□□      電話( ) - 番	
学歴	学校名(課程名)	入 学	卒 業 等
	立 中学校	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月 卒業 卒業見込
	学校 [      ]	昭和 平成 令和 年 月	昭和 平成 令和 年 月 年修了 退 学
保護者等	ふりがな氏名	出願者との関係	
	現住所	□□□-□□□□      電話( ) - 番	
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無		有 ・ 無	
備考			

記入上の注意

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 3 出願学科の欄の( )内に、志望順を算用数字1又は2で記入すること。なお、第2志望がない場合は、志望しない出願学科の欄全体に斜線を引くこと。
- 4 卒業した(又は卒業見込みの)中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の中学校名の欄に卒業した(又は卒業見込みの)中学校名を記入し、入学の欄には当初入学した年月を記入すること。なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 5 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び課程名を記入すること。その際、課程名は、全日制、定時制、通信制、単位制による全日制、単位制による定時制のいずれかを記入すること。
- 6 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

参考 北海道有朋高等学校学則別記第1号様式の3

※受付番号 ( )	
入 学 願 書	
令和 年 月 日	
北海道有朋高等学校長 様  出願者署名  保護者等署名   貴校に入学したいので、許可してください。	写 真  縦 7 cm 横 5 cm  又は  縦 4 cm 横 3 cm
出願課程及び出願学科	通 信 制 の 課 程 普 通 科
出願者	ふりがな氏名 昭和・平成 年 月 日生 現住所 □□□-□□□□ 電話 ( ) - 番
学歴	学校名(課程名) 入 学 卒 業 等 立 中学校 昭和 平成 年 月 令和 年 月 卒業見込 学校 [ ] 昭和 平成 年 月 令和 年 月 退 修了学
	保護者等 ふりがな氏名 出願者との関係 現住所 □□□-□□□□ 電話 ( ) - 番
希望する面接指導等実施施設等	第1希望 有朋高校 ・ 協力校(北海道 高等学校) 第2希望 有朋高校 ・ 協力校(北海道 高等学校)
備考	

記入上の注意

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 卒業した(又は卒業見込みの)中学校と入学した中学校が異なる場合は、学歴の欄に中学校名(又は卒業見込みの)中学校名を記入し、入学の欄に当初(又は入学した)中学校名を記入する。
- 3 学歴の欄に学校名及び課程名を記入する。その際、課程名は、全日制、単独制、通信制、単位制によるものを含む。
- 4 特別支援学校に在籍したことがある場合は、学歴の欄に学校名及び学科名を記入する。なお、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を記入する。
- 5 「希望する面接指導等実施施設等」の欄は、「有朋高校」又は「協力校」を○で囲み、第1希望の場合、協力校の高等学校名を記入すること。なお、第2希望がない場合は、第2希望を記載する欄に斜線を引くこと。空欄の場合は、第2希望がないものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。



別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

※受検番号	
-------	--

自 己 推 薦 書

令和 年 月 日

北海道有朋高等学校長 様

在籍中学校  
又は職場名  
出願者署名

私は、貴校単位制による定時制の課程の 科へ、次の理由により自己推薦します。

【自己推薦する理由】

1 入学を希望する理由と、入学後、特に力を入れたいこと(スクール・ポリシーを踏まえて記入すること)


2 自分の伸ばしたい長所、改めたい短所


3 自己PR(学級活動、生徒会活動、部活動、ボランティア活動の実績、資格取得への取組等)


(注) 出願者が具体的に文章で記入してください。(※印の欄は記入しないでください。)

## 別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

( 中学校長経由)
入 学 確 約 書
令和 年 月 日
北海道有朋高等学校長 様
出 願 者 署 名
保 護 者 等 署 名
このたび、令和5年度(2023年度)北海道有朋高等学校自己推薦による入学者選抜において、貴校単位制による定時制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を受けました。
については、貴校に入学することを、ここに確約します。

- (注) 1 中学校に在学している者は、( 中学校長経由) に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。
- 2 中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。

## 別記5

令和5年度(2023年度)道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項  
(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の道立高等学校専攻科の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科  
(看護科)

(1) 実募集人員

別に告示する募集人員から、令和5年(2023年)3月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 修業年限  
2年

(3) 出願資格

次の各号に該当する者であること。

ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者

イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者

(4) 出願期間

令和5年(2023年)1月18日(水)午前9時から令和5年(2023年)1月23日(月)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、北海道美唄聖華高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)

【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道美唄聖華高等学校

〒072-0007 美唄市東6条北2丁目1番1号(電話 0126-64-2385)

(7) 検査日

令和5年(2023年)2月10日(金)午前9時

(8) 選抜方法

作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 高等学校長は、令和5年(2023年)2月17日(金)に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに、出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

2 北海道小樽水産高等学校専攻科  
(漁業科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

(3) 出願資格

高等学校を卒業した者又は令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。

ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第1号に規定する海技士(航海)の資格に関する単位を15単位以上修得している者

イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者

ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者

(4) 出願期間

令和5年(2023年)1月6日(金)午前9時から令和5年(2023年)1月19日(木)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(5) 出願手続

次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道小樽水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。

ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)

イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)

オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)

カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

(6) 出願場所及び受検場所

北海道小樽水産高等学校

〒047-0001 小樽市若竹町9番1号(電話 0134-25-0063)

(7) 検査日

令和5年(2023年)2月3日(金)午前9時

(8) 選抜方法

作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。

(9) 合格発表

ア 高等学校長は、令和5年(2023年)2月13日(月)に本人に通知すること。

イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに出願校の校長に提出すること。

(10) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(情報通信科)

(1) 募集人員

別に告示するところによる。

(2) 修業年限

2年

- (3) 出願資格  
次の各号のいずれかに該当する者であること。  
ア 水産高等学校の情報通信に関する学科又はこれに準じる学科(コース)を令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者  
イ 高等学校を卒業した者又は令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者で、無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)に規定された第三級総合無線通信士の資格を有しているもの
- (4) 出願期間  
令和5年(2023年)1月6日(金)午前9時から令和5年(2023年)1月19日(木)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- (5) 出願手続  
次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、出願校の校長に提出すること。  
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)  
イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)  
ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)  
エ 第三級総合無線通信士の免許証の写し又は合格通知書の写し

**【留意事項】**

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。  
出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所  
漁業科に同じ。
- (7) 検査日  
漁業科に同じ。
- (8) 選抜方法  
作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表  
漁業科に同じ。
- (10) その他  
漁業科に同じ。
- 3 北海道函館水産高等学校専攻科  
(機関科)
- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 修業年限  
2年
- (3) 出願資格  
高等学校を卒業した者又は令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者で、次の各号に該当するものであること。  
ア 在学中、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号に規定する海技士(機関)の資格に関する単位を15単位以上修得している者  
イ 在学中、総トン数300トン以上の実習船(第三種漁船)による乗船履歴を2か月以上有している者  
ウ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)別表第3の海技士身体検査基準表に規定する合格基準に該当する者
- (4) 出願期間  
令和5年(2023年)1月6日(金)午前9時から令和5年(2023年)1月19日(木)正午まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- (5) 出願手続  
次に掲げる書類を、出身高等学校長又は在籍高等学校長を経由の上、北海道函館水産高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。  
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)  
イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)

- ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- エ 海技資格認定単位修得証明書又は海技資格認定単位修得見込証明書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)
- オ 乗船に関する証明書(出願校の校長の定める様式によること。)
- カ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)

## 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。  
出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所  
北海道函館水産高等学校  
〒049-0111 北斗市七重浜2丁目15番3号(電話 0138-49-2412)
- (7) 検査日  
令和5年(2023年)2月3日(金)午前9時
- (8) 選抜方法  
作文、面接の結果及び身体検査並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表  
ア 高等学校長は、令和5年(2023年)2月13日(月)に本人に通知すること。  
イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに  
出願校の校長に提出すること。
- (10) その他  
ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。  
イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は  
在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は  
学校教育局学力向上推進課長と協議すること。  
ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 4 北海道富良野緑峰高等学校農業特別専攻科

(園芸科学科)

- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 修業年限  
2年
- (3) 出願資格  
次の各号のいずれかに該当する者であること。  
ア 高等学校又はこれに準じる学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに  
卒業見込みの者を含む。)  
イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者  
ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒  
業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検  
定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)  
エ その他北海道富良野緑峰高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が  
あると認めた者
- (4) 出願期間  
令和5年(2023年)1月10日(火)午前9時から令和5年(2023年)1月20日(金)  
正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (5) 出願手続  
次に掲げる書類を、令和5年(2023年)3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は  
在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接北海道富良野緑峰高等学校(以下この  
項において「出願校」という。)の校長に提出すること。  
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)  
イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海  
道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)  
ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)  
エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)  
オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)

## 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所  
北海道富良野緑峰高等学校  
〒076-0037 富良野市西町1番1号(電話 0167-22-2594)
- (7) 検査日  
令和5年(2023年)1月31日(火)午前9時
- (8) 選抜方法  
作文及び面接の結果並びに出願書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表  
高等学校長は、令和5年(2023年)2月8日(水)に本人に通知すること。
- (10) 合格発表後の入学者選抜  
合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和5年(2023年)4月6日(木)までの間に選抜の上、入学させることができる。
- (11) その他  
ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。  
イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。  
ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- 5 北海道稚内高等学校専攻科  
(看護科)
- (1) 実募集人員  
別に告示する募集人員から、令和5年(2023年)3月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。
- (2) 修業年限  
2年
- (3) 出願資格  
次の各号に該当する者であること。  
ア 高等学校とその専攻科による5年間の一貫教育を行う看護師養成課程において、高等学校の看護に関する学科を卒業した者又は令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者  
イ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の3に定める教育内容に対応した高等学校で履修すべき科目の単位数を全て修得した者
- (4) 出願期間  
令和5年(2023年)1月18日(水)午前9時から令和5年(2023年)1月23日(月)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (5) 出願手続  
次に掲げる書類を、北海道稚内高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。  
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)  
イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)  
ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)  
エ 推薦書(高等学校在籍者は在籍高等学校長が別記様式1により作成したもの。ただし、それ以外の者で推薦書の提出が困難なものは、出願校の校長にその旨を申し出て、指示を受けること。)
- 【留意事項】  
出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。
- (6) 出願場所及び受検場所  
北海道稚内高等学校

〒097-0017 稚内市栄1丁目4番1号(電話 0162-33-4154)

- (7) 検査日  
令和5年(2023年)2月10日(金)午前9時
- (8) 選抜方法  
作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表  
ア 高等学校長は、令和5年(2023年)2月17日(金)に本人に通知すること。  
イ 合格者は入学確約書(別記様式2)を令和5年(2023年)2月24日(金)正午までに出願校の校長に提出すること。
- (10) その他  
ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。  
イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。  
ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

## 6 北海道別海高等学校農業特別専攻科

(酪農経営科)

- (1) 募集人員  
別に告示するところによる。
- (2) 修業年限  
2年
- (3) 出願資格  
次の各号のいずれかに該当する者であること。  
ア 高等学校又はこれに準じる学校を卒業した者(令和5年(2023年)3月末日までに卒業見込みの者を含む。)  
イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者  
ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)  
エ その他北海道別海高等学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 出願期間  
令和5年(2023年)1月10日(火)午前9時から令和5年(2023年)1月20日(金)正午まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (5) 出願手続  
次に掲げる書類を、令和5年(2023年)3月末日までに高等学校を卒業見込みの者は在籍高等学校長を経由して、それ以外の者は直接北海道別海高等学校(以下この項において「出願校」という。)の校長に提出すること。  
ア 入学願書(出願校の校長の定める様式によること。)  
イ 入学検定料(北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。)  
ウ 調査書(出身高等学校長又は在籍高等学校長が作成したもの)  
エ 健康診断書(出願校の校長の定める様式によること。)  
オ 農業自営予定者説明書(出願校の校長の定める様式によること。)

### 【留意事項】

出願手続についての問合せ、出願書類用紙の請求等は、直接出願校に対し行うこと。  
出願書類用紙の請求の際は、角形2号の返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を表記し、140円切手を貼り付けたもの)を必ず同封すること。

- (6) 出願場所及び受検場所  
北海道別海高等学校  
〒086-0214 野付郡別海町別海緑町70番地1(電話 0153-75-2053)
- (7) 検査日  
令和5年(2023年)1月31日(火)午前10時
- (8) 選抜方法  
作文及び面接の結果並びに提出書類の審査により総合的に行う。
- (9) 合格発表



---

高等学校長は、令和5年(2023年)2月9日(木)に本人に通知すること。

(10) 合格発表後の入学者選抜

合格者の数が募集人員に満たない場合で、入学希望者があるときは、令和5年(2023年)4月4日(火)までの間に選抜の上、入学させることができる。

(11) その他

ア この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

イ 特別な配慮を必要とする者が出願しようとする場合は、出身高等学校長又は在籍高等学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

ウ この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">推 薦 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">北海道 高等学校長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">高等学校長名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="margin: 0;">次の者は、貴校専攻科への入学が適当と認められるので推薦します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <p style="margin: 0;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">昭和・平成 年 月 日生</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">推 薦 理 由</p>	
<p>1 志望の動機及び理由</p>	
<p>2 適性、興味・関心及び学習意欲</p>	
<p>3 その他の顕著な事実</p>	
<p>4 総合所見</p>	

(注) 高等学校長名には、高等学校名も併記すること。

別記様式2 (日本産業規格A4縦型)

入 学 確 約 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

このたび、令和5年度(2023年度) 高等学校専攻科入学者選抜に  
おいて、合格した旨通知を受けました。  
ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。

別記6

令和5年度(2023年度)道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項  
(令和4年(2022年)9月30日教育長決定)

この要項は、令和5年度(2023年度)の道外からの出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

1 対象学科

(1) 全日制の課程の普通科

北海道栗山高等学校	普通
○北海道鶴川高等学校	普通
北海道礼文高等学校	普通
北海道音更高等学校	普通
○北海道鹿追高等学校	普通
北海道白糠高等学校	普通

※ ○印の学校は、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜」を実施する。

(2) 全日制の課程の農業に関する学科

北海道岩見沢農業高等学校	畜産科学
北海道深川東高等学校	生産科学
北海道当別高等学校	園芸デザイン
北海道倶知安農業高等学校	生産科学
北海道静内農業高等学校	食品科学、生産科学
北海道大野農業高等学校	農業科学、園芸福祉、食品科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学
北海道美幌高等学校	未来農業
北海道帯広農業高等学校	農業科学、酪農科学
北海道更別農業高等学校	農業
北海道別海高等学校	酪農経営

(3) 全日制の課程の商業に関する学科

北海道福島商業高等学校	商業
北海道苫前商業高等学校	商業

(4) 全日制の課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業、水産食品、栽培漁業、情報通信
北海道函館水産高等学校	海洋技術、水産食品、品質管理流通、機関工学
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源

(5) 全日制の課程の福祉に関する学科

北海道置戸高等学校	福祉
-----------	----

(6) 全日制の課程の総合学科

北海道清水高等学校	総合
北海道標茶高等学校	総合

2 道外からの入学者の受入れの数

(1) 道立高等学校(連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校を除く。)推薦入学者選抜を実施する学校

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「推薦要項」という。)の「2 推薦による入学者の範囲」(以下「推薦枠」という。)の5%程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「一般要項」という。)における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、一般要項の再出願において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

(2) 連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜を実施する学校

連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項(以下「連携型要項」という。)の「3 連携型推薦入学者選抜(2)入学者の範囲」(以下「連携型推薦枠」

という。)の5%程度の数とする。ただし、連携型要項における連携型一般入学者選抜による出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、連携型要項における連携型推薦入学者選抜の出願者数が連携型推薦枠に達していない場合は、道内からの出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が連携型推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、連携型要項の再出願において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

### 3 出願資格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和5年(2023年)3月末日までに道外の中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者(公立夜間中学(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条に規定する学校。)を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

#### 【留意事項】

- 1 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 保護者(保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者)の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
- 3 普通科、商業に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科については、当該の高等学校が別途示す教科・科目を学習する意思のある者に限る。

### 4 出願の受付

推薦要項の「4 出願の受付」による。

### 5 出願の手続

#### (1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

#### 【留意事項】

この要項において、大学科とは、普通科、農業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、福祉に関する学科及び総合学科を指す。

#### (2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

##### ア 入学願書

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式)

#### 【留意事項】

入学願書用紙及び写真台紙・受検票用紙は、学校教育局学力向上推進課において作成する。

自己推薦書用紙、道外からの出願希望調書用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、個人調査書用紙、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。

なお、自己推薦書(全日制課程受検者用)用紙については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、出願者本人がパソコンで必要事項を記入し作成することもできる。

イ 写真台紙(一般要項の別記様式1による。)

ウ 自己推薦書(全日制課程受検者用)(推薦要項の別記様式1による。)

エ 道外からの出願希望調書(別記様式1)

オ 農業自営予定者説明書(推薦要項の別記様式2による。)  
農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するもの出願に限る。

カ 漁業自営予定者説明書(推薦要項の別記様式3による。)  
水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するもの出願に限る。

(3) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(7) 入学願書

出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けて提出すること。

【留意事項】

入学願書の記載については、次によること。

- 1 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。ただし、「第3志望」の欄に斜線を引くとともに、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- 3 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に記入すること。
- 4 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

(4) 写真台紙

令和4年(2022年)10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を貼り付けること。

(ウ) 受検票

(エ) 自己推薦書(全日制課程受検者用)

(オ) 道外からの出願希望調書

(カ) 農業自営予定者説明書(農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。)

(キ) 漁業自営予定者説明書(水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。)

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。

(7) 推薦入学出願者一覧表(一般要項の別記様式2による。)

【留意事項】

(7)の書類は、出願時に一括して提出すること。

(4) 個人調査書(一般要項の別記様式3による。令和5年(2023年)2月6日(月)正午までに提出すること。)

【留意事項】

- 1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 3 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和5年(2023年)2月6日(月)正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 4 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」によること。
- 5 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができること。

ウ 高等学校長の手続

(7) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票(一般要

項の別記様式4による。)を当該中学校長に交付すること。

- (イ) 高等学校長は、令和5年(2023年)1月27日(金)までに受検票を当該中学校長を經由して出願者に交付すること。

**【留意事項】**

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿(一般要項の別記様式5による。)に記入すること。

6 出願状況の発表

推薦要項の「6 出願状況の発表」による。

7 出願変更

推薦要項の「7 出願変更」による。

8 面接等

推薦要項の「8 面接等」による。

ただし、英語の聞き取りテスト等を実施しない学校は、通信機器を活用した遠隔面接を実施することができる。

なお、高等学校長は、実施について必要な事項を別に定めること。

9 選抜の方法

推薦要項の「9 選抜の方法」による。

10 合格内定者の通知及び入学の確約

推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」による。

11 合格内定者数の発表

推薦要項の「11 合格内定者数の発表」による。

12 合格内定者の合格発表

推薦要項の「12 合格発表」による。

13 合格内定とならなかった者の再出願

- (1) 合格内定とならなかった者については、「1 対象学科」に示す学科への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

- (2) 再出願の受付期間及び受付時間

推薦要項の「12 再出願」の(2)による。

- (3) 出願者の手続

推薦要項の「12 再出願」の(3)による。

**【留意事項】**

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

- (4) 高等学校長の手続

推薦要項の「12 再出願」の(4)による。

**【留意事項】**

1 離島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。

2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(令和3年(2021年)11月25日付け教高第2150号教育長通知)を参照すること。

3 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準じること。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等

推薦要項の「12 再出願」の(5)による。

- (6) 学力検査

一般要項の「9 学力検査」による。

- (7) 面接、実技

一般要項の「10 面接等」による。

- (8) 学力検査及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

- (9) 入学者の選抜

- 一般要項の「14 入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。
- (10) 合格発表  
一般要項の「15 合格発表」による。
- (11) 合格者の追加  
一般要項の「16 合格者の追加」による。
- (12) 学力検査の得点の口頭による開示  
一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」による。
- (13) その他  
一般要項の「21 その他」による。

**【留意事項】**

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付



別記様式1(日本産業規格A4縦型)

※受検番号	( )
-------	-----

道外からの出願希望調書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

都府県名	
在籍中学校	
出願者署名	
保護者等署名	

**出願者記入欄**

1 出願者として説明したいこと

(1) 本道の高校に入学を志望する理由や抱負について

(志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。)

(2) 高校入学後の学習について(普通科、商業科、福祉科及び総合学科への出願者のみ記入してください。)

(出願先の高校が別途示す教科・科目を学習する意思の有無について、右の欄の「有・無」の該当する文字を○で囲んでください。)

出願先の高校が示す教科・科目を学習する意思の有無	有・無
--------------------------	-----

**保護者等記入欄**

2 保護者として説明したいこと

(本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようになるため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。)

(注) 1については出願者が、2については保護者等が記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

